

精神障害者割引制度を導入します



PRESS RELEASE

シーサイドラインを運営する株式会社横浜シーサイドライン（代表取締役社長 猪俣 宏幸）では、身体障害者手帳・療育手帳（愛の手帳含む）をお持ちの方に加え、2025年4月1日から、精神障害者保健福祉手帳をお持ちのお客様を対象にした運賃割引を導入します。詳細は以下の通りです。

1 導入日

2025年4月1日（火）

2 割引対象者

各自治体で発行する精神障害者保健福祉手帳（※）をお持ちのご本人とその介護者

※ 旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額欄に第1種または第2種の記載のあるもの

3 割引対象乗車券

普通乗車券、回数乗車券、定期乗車券（通勤・通学）、ICカード乗車券

※ 弊社では、ICカード乗車券の発行はできません

4 割引率

身体障害者手帳・療育手帳（愛の手帳含む）をお持ちの方と同割引率です。

手帳の種類	本人の区分	介護者の有無	対象者	乗車券		
				普通券	回数券	定期券
1種	大人	介護者なし（単独）	本人	5割引	5割引	5割引
		介護者あり	本人	5割引	5割引	5割引
			介護者※1	5割引	5割引	5割引
	小児	介護者なし（単独）	本人	5割引	5割引	※2
		介護者あり	本人	5割引	5割引	※2
			介護者※1	5割引	5割引	5割引※3
2種	大人	介護者なし（単独）	本人	5割引	5割引	5割引
		介護者あり	本人	5割引	5割引	5割引
			介護者	—	—	—
	小児	介護者なし（単独）	本人	5割引	5割引	※2
		介護者あり	本人	5割引	5割引	※2
			介護者※1	—	—	5割引※3

※1 本人1名に対し、介護者1名が割引となります

※2 小児定期券の割引適用はありません。無割引の通学または通勤（使用目的による）の小児定期券を発売します

※3 本人が定期券を購入する場合、介護者も同期間・同区間の5割引の通勤定期券を発売します

お問い合わせ先

業務課長 鶴川 要介 Tel 045-787-7008

本件は、横浜市政記者クラブ、横浜経済記者クラブへ同時発表しています。